

新旧対照表

改正前
工事現場等における施工体制の確認要領
第1条 (略)
(適用範囲) 第2条 本要領は、埼玉県が発注する <u>工事で下請契約を締結した土木工事等</u> において適用する。
第3条 (略)
(所属長への報告) 第4条 監督員等又は適任者は、施工体制の確認を行った場合、その内容等を <u>所属長</u> に報告しなければならない。 2 監督員等又は適任者は、施工体制の確認により不備又は疑義がある旨を確認した場合、所属長にその概要を付して報告しなければならない。 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、監督員等又は適任者に対し適切な指示を行い、施工体制の適正化を図るものとする。 4 所属長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義のある旨の報告を受けた場合、必要に応じて当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。
第5条～第9条 (略)
(入札・契約手続における監理技術者等の確認) 第10条 発注機関の長は、一般競争入札、公募型指名競争入札、意向反映型指名競争入札による工事の場合、入札前に配置予定監理技術者等の専任の確認、所属会社の確認、資格者証保持の確認（以下「専任等の確認」という。）を行うものとする。 2 発注機関の長は、前項のうち議会の議決に付すべき工事の場合、入札後契約前に配置予定監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。 3 前項以外の工事においては、契約後着工前に監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。
第11条～第14条 (略)

改正後
工事現場等における施工体制の確認要領
第1条 (略)
(適用範囲) 第2条 本要領は、埼玉県が発注する <u>請負代金額が500万円以上の土木工事等（単価契約及び委託工事は除く）</u> において適用する。
第3条 (略)
(所属長等への報告) 第4条 監督員等又は適任者は、施工体制の確認を行った場合、その内容等を <u>施工監理主幹等</u> に報告しなければならない。 2 監督員等又は適任者は、施工体制の確認により不備又は疑義がある旨を確認した場合、所属長にその概要を付して報告しなければならない。 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、監督員等又は適任者に対し適切な指示を行い、施工体制の適正化を図るものとする。 4 所属長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義のある旨の報告を受けた場合、必要に応じて当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。
第5条～第9条 (略)
(入札・契約手続における監理技術者等の確認) 第10条 発注機関の長は、一般競争入札、公募型指名競争入札、意向反映型指名競争入札による工事の場合、入札前に配置予定監理技術者等の専任の確認、所属会社の確認、資格者証保持の確認（以下「専任等の確認」という。）を行うものとする。 2 発注機関の長は、前項のうち議会の議決に付すべき工事の場合、入札後契約前に配置予定監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。 3 前項以外の工事においては、契約後着工前に監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。 4 前三項による専任等の確認は、「技術者専任等確認実施要領」による確認を兼ねることができるものとする。
第11条～第14条 (略)

新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成14年 4月 1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成14年 4月 1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成16年 7月 1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成16年 7月 1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成21年 4月 1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成21年 4月 1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年 4月 1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成23年 4月 1日から適用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成24年11月1日以降に締結する契約から適用し、平成24年10月31日までに締結した契約については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成24年11月1日以降に締結する契約から適用し、平成24年10月31日までに締結した契約については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成27年4月1日以降に締結する契約から適用し、平成27年3月31日までに締結した契約については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成27年4月1日以降に締結する契約から適用し、平成27年3月31日までに締結した契約については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成30年 4月 1日から適用する。</u></p>

工事現場等における施工体制の確認要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保を図るため、施工体制の確認事項、確認方法、及び不適切な事実に対しての対処等を統一化するなど、公共工事の適正かつ確実な実施をするため必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、埼玉県が発注する請負代金額が500万円以上の土木工事等（単価契約及び委託工事は除く）において適用する。

(確認者)

第3条 施工体制の確認（第10条から第14条まで）については、担当監督員及び総括監督員（以下「監督員等」という。）あるいは必要に応じ所属長が適任であると認めた者（以下「適任者」という。）が行うものとする。

- 2 施工体制の確認は、原則として複数人で行うものとする。
- 3 施工体制の確認は、施工体制チェックポイントの項目について行うものとする。

(所属長等への報告)

第4条 監督員等又は適任者は、施工体制の確認を行った場合、その内容等を施工監理主幹等に報告しなければならない。

- 2 監督員等又は適任者は、施工体制の確認により不備又は疑義がある旨を確認した場合、所属長にその概要を付して報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、監督員等又は適任者に対し適切な指示を行い、施工体制の適正化を図るものとする。
- 4 所属長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義のある旨の報告を受けた場合、必要に応じて当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。

(受注者への是正要求)

第5条 監督員等又は適任者は、施工体制に不備がある旨を確認した場合、前条第3項における所属長の指示に基づき受注者に対して是正要求を行うものとする。

- 一 軽微な不備においては、指示書により是正要求を行うものとする。
- 二 重大もしくは悪質な不備においては、所属長名の書面により是正要求を行うものとする。また、前号による是正要求後10日以内に是正措置がとられない場合においても同様のは正要求を行うものとする。
- 2 受注者は、前項による是正要求があった日から10日以内に是正を行い、その状況を監督員等又は適任者に報告しなければならない。
- 3 監督員等又は適任者は、前項の報告を受けた場合、すみやかに是正状況を確認し、その状況を所属長に報告しなければならない。

(聞き取り調査)

第6条 所属長は、第4条第4項により聞き取り調査を必要と認めた場合、聞き取り調査を適切に行う者（以下「調査員」という。）を選任し、聞き取り調査の実施を指示するものとする。

- 2 聞き取り調査は、調査員が複数人で行わなければならない。
- 3 調査員は、当該工事関係者に対して聞き取り調査を実施し、一括下請負の事実についての詳細を調査するものとする。
- 4 調査員は、聞き取り調査の結果等を所属長に報告しなければならない。

(工事中止・契約解除)

第7条 発注機関の長は、第5条第1項第二号による是正要求後10日以内に是正措置がとられない場合、もしくは前条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、関係課所と必要に応じ協議のうえ、埼玉県建設工事標準請負契約約款（以下「工事請負約款」という。）第20条第2項に基づき工事を中止させるものとする。ただし、安全上緊急を要する等の理由がある場合は、ただちに工事を中止させるものとする。

- 2 発注機関の長は、前項による場合、関係課所と必要に応じ協議のうえ、工事請負約款第46条に基づき契約を解除するものとする。

(建設管理課長等への報告)

第8条 所属長は、第5条第1項第二号による是正要求後10日以内に是正措置がとられない場合、もしくは第6条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、建設管理課長及び担当事業課長へその内容等を報告しなければならない。

(工事成績への反映)

第9条 監督員等は、施工体制の確認を通じて受注者に不適切な点があった場合、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

(入札・契約手続における監理技術者等の確認)

第10条 発注機関の長は、一般競争入札、公募型指名競争入札、意向反映型指名競争入札による工事の場合、入札前に配置予定監理技術者等の専任の確認、所属会社の確認、資格者証保持の確認（以下「専任等の確認」という。）を行うものとする。

- 2 発注機関の長は、前項のうち議会の議決に付すべき工事の場合、入札後契約前に配置予定監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。
- 3 前項以外の工事においては、契約後着工前に監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。
- 4 前三項による専任等の確認は、「技術者専任等確認実施要領」による確認を兼ねることができるものとする。

(CORINS登録の確認)

第11条 工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注者が作成する「登録のための確認とお願い」の内容を事前に確認するとともに、CORINS登録後に発行される「登録内容確認書」の写しを受注者から受領するものとする。

(施工体制台帳の確認)

第12条 施工体制台帳の確認は、工事着工前に受注者に施工体制台帳の写しを提出させ行うものとする。また、工事着工後施工体制に変更が生じた場合、変更が生じる毎に変更書類を提出させ確認を行うものとする。

(工事現場における標識等の確認)

第 13 条 工事現場における標識等の確認については、工事施工中に行うものとし、工事着工当初及び施工体制に変更が生じる毎に行うものとする。

(工事現場における施工状況の確認)

第 14 条 工事現場における施工状況の確認については、工事施工中に適宜行うものとする。ただし、疑義等が生じた場合、必要に応じ確認頻度を増すものとする。

また、建設管理課長より専任違反等の疑義情報が提供された場合、当該疑義情報についても確認を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 1 月 1 日以降に締結する契約から適用し、平成 24 年 10 月 31 日までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用し、平成 27 年 3 月 31 日までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

施工体制チェックポイント

平成30年4月1日から適用

工事名 :

受注者名 :

「○」は問題なし

「△」は軽微な不備、あるいは一括下請負の軽微な疑義

「×」は重大もしくは悪質な不備、あるいは一括下請負の重大な疑義

「-」は確認対象外項目または未確認項目

決 裁 区 分						
	確 認 日	/	/	/	/	/

1. 技術者の専任等確認(請負代金額500万円以上の工事において確認する)

※当初の実施時期は、本要領第10条を参照

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果			
[1]直接的雇用	現場代理人等通知書提出時	当初※ ・ 変更時	主任技術者又は監理技術者の雇用の状況、従事中工事の有無、資格者証保持の確認、監理技術者講習修了証の有効期限の確認を、発注者支援データベース・システム(JCIS)にて確認する。				
[2]従事中工事			JCIS未配置課所は建設管理課に「現場代理人等通知書」を送付し確認を行う。				
[3]技術者要件			JV工事においては、構成員の技術者についても確認する。				
[4]恒常的雇用(3ヶ月)【専任の場合に確認】			請負代金額3,500万円以上の工事は、主任(監理)技術者は専任を要する。				
[5]営業所の専任技術者【専任の場合に確認】			下請負契約の額の合計4,000万円以上の工事は、主任技術者に代えて監理技術者を設置する。				
[6]技術者講習【監理技術者の場合に確認】							
CORINSの確認	受注・変更・完成・訂正時	当初 ・ 変更時	登録前の事前内容確認。登録後の登録内容確認書の写しの收受				

2. 施工体制台帳の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果			
[1]施工体制台帳(元請、一次の下請負人)、再下請負通知書(二次以下の下請負人)が提出され、必要事項が記載されているか確認	施工体制台帳提出時	当初 ・ 変更時	<p>建設業法施行規則第14条の2第1項、第14条の4第1項</p> <p>健康保険、厚生年金、雇用保険それぞれについて確認する。適用除外となっている企業の場合は、証明する資料を確認する。</p> <p>一次の下請負契約の額の合計が4,000万円以上の場合は、監理技術者を配置しているか確認する。</p> <p>下請負工事においても、当該下請負工事の下請負契約の額が3,500万円以上であれば主任技術者に専任の義務が生じる。</p>				
[2] 施工体制台帳、再下請負通知書の添付書類は揃っているか確認、また添付書類に基づき一次の下請負人の主任技術者の専任等の確認			<p>建設業法施行規則第14条の2第2項、第14条の4第3項による。</p> <p>(施工体制台帳添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し ②下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し ③監理(主任)技術者資格を有することを証する書面の写し(専任を要する監理技術者は監理技術者資格者証の写しに限る) ④監理(主任)技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)(恒常的な雇用関係は、専任の技術者について確認する) ⑤専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証する書面の写し ⑥建設業許可証明書の写し(下請負契約の額500万円以上) (再下請負通知書の添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ①再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し ②再下請負人の建設業許可証明書の写し(下請負契約の額500万円以上) 				
① 下請負契約書に必要事項が記載されているか			建設業法第19条第1項による。	/	/	/	/
(1) 工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期							
(2) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法			支払いはできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払い。手形期間は120日以内で、できる限り短い期間。				
(3) 設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め							

2. 施工体制台帳の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果			
(4) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	施工体制台帳提出時	当初 ・ 変更時					
(5) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更							
(6) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め							
(7) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め							
(8) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期			完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。				
(9) 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法			元請けが支払いを受けてから下請負人に支払うまで1月以内。 特定建設業者は、引き渡しの申出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。				
(10) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金							
(11) 契約に関する紛争の解決方法							
[3] 施工範囲等の確認(直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか、上請け、横請けの可能性の確認等)			契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。 下請けに地元以外の建設業者(元請が地元の場合)又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がないか。同規模同業者が下請けにないか。				
[4] JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認			代表者、出資比率、責任範囲等の確認。				
[5] 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあっては、1,500万円以上)の下請けをさせていないかの確認			契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。無許可業者が否か不明な場合は、許可部局(大臣許可是、各地方整備局。都道府県許可是、各都道府県の建設業許可担当(埼玉県は建設管理課建設業担当))に照会する。				

3. 工事現場における標識等の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果				
[1] 施工体制台帳が工事現場に備え置かれているか確認	工事施工中	工事着工時 ・ 変更時	建設業法第24条の7による。 提出された施工体制台帳と内容に相違がないかについても確認。					
[2] 施工体系図が工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているか確認			建設業法第24条の7による。 入札契約適正化法第13条第3項による。					
[3] 下請負人が再下請負を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか確認		工事着手時	建設業法施行規則第14条の3による。 掲示文の例は以下参照。					
[4] 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認		工事着工時 ・ 変更時	建設業法第40条による。 公衆の見易い場所に必要事項(①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号、業種、③商号又は名称、④代表者氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名)が記載された標識が掲げられているか確認。					
[5] 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示しているか確認			建退共の加入状況を確認。疑義が生じた場合は、現場従事者に対して共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が備えている共済証紙受払簿(中小企業退職金共済法施行規則第90条)を提出させる。					
[6] 労災保険に関する標識を掲示しているか確認		工事着手時	労災保険に関する法令のうち、労働者に關係のある規定の要旨、労災保険に係る保険關係成立の年月日、労働保険番号の掲示状況若しくは備え付け状況の確認(労働者災害補償保険法施行規則第49条)。					

再下請負通知を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

・作成建設業者の商号 ○○建設(株)

・再下請負通知書の提出場所 工事現場内、△△営業所

4. 工事現場における施工状況の確認（下請契約を締結した工事において確認する）

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備 考	確認結果			
[1] 主任技術者又は監理技術者の現場専任の確認	工事施工中	(1回／月) 程度	日報等により専任の確認。 施工体制台帳に記載された主任技術者又は監理技術者と現場の人物が同一であるかも確認。 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認 ※専任違反の場合、一括下請負の疑義あり。				
[2] 元請負人の施工内容の確認			施工体制台帳等の記載内容と元請負人の施工内容に相違がないか確認。				
[3] 元請負人(主任技術者又は監理技術者)の実質的関与状況の確認			当該工事における施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の監理及び当該工事の施工従事者の技術上の指導監督を誠実に行っているか確認。 下記の場合は実質的関与状況を特に確認する。 ・工事の主たる部分を下請けにだしている。 ・上請け、横請けを行っている。 ・工区割された同時期の隣接工事において 同会社が一次下請負人に存在している。 ※実質的関与が認められない場合、一括下請負の疑義あり。				
[4] 専任が義務付けられている下請負人の主任技術者の現場専任の確認			日報等により専任の確認。また施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であるかも確認。 主任技術者の直接的な雇用関係の確認 ※専任違反の場合、一括下請負の疑義あり。 ※専任が義務付けられていない下請負人の主任技術者においては必要に応じて雇用関係を確認。				
[5] 全ての下請負人の施工内容の確認			下請負人の施工状況・内容及び下請負契約書に相違がないか確認。 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業をしていないか確認。 無許可業者がいる場合、500万円以上(建築一式工事にあっては、1,500万円以上)の契約をしていないか確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局(大臣許可是、各地方整備局。都道府県許可是、各都道府県の建設業許可担当(埼玉県は建設管理課建設業担当))に照会する。				
[6] 下請負人が工事の一部を再下請負に出している場合、下請負人の実質的関与状況を確認			元請負人の実質的関与状況の確認に準じる。 ※実質的関与が認められない場合、一括下請負の疑義あり。				